

田辺市周辺衛生施設組合規約

制定 昭和 51 年 10 月 15 日 許可
和歌山県指令地 第 580 号
改正 昭和 55 年 3 月 31 日 許可
和歌山県指令地 第 165 号
改正 平成 7 年 2 月 17 日 許可
和歌山県指令地 第 685 号
改正 平成 8 年 7 月 31 日 許可
和歌山県指令市町村 第 435 号
改正 平成 16 年 9 月 30 日 許可
和歌山県指令市町村 第 533 号
改正 平成 17 年 3 月 1 日 許可
和歌山県指令市町村 第 756 号
改正 平成 19 年 2 月 27 日 許可
和歌山県指令市町村 第 2 号の 42

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、田辺市周辺衛生施設組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町)

第 2 条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

田辺市、みなべ町

(共同処理する事務)

第 3 条 組合は、し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。ただし、田辺市にあっては、合併前の中辺路町、大塔村及び本宮町の区域に係る事務を除くものとする。

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、田辺市新庄町 1177 番地の 3 に置く。

第 2 章 議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、9 人とする。

2 組合議員は、関係市町の議会において、その議員のうちから選挙する。

3 組合議員の選出区分は、次のとおりとする。

(1) 田 辺 市 6 人

(2) みなべ町 3 人

4 組合議員に欠員を生じたときは、当該欠員となった議員を選出した関係市町の議会は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第 6 条 組合議員の任期は、当該関係市町の議会議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第7条 議会は、議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に管理者1人、副管理者1人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者は、組合の議会において関係市町の長のうちから選任し、副管理者は、管理者以外の関係市町の長をもって充てる。

3 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

4 会計管理者は、田辺市会計管理者の職にある者をもって充てる。

5 組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。

(管理者等の任期)

第9条 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市町の長としての任期による。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項に規定する者をいう。以下この条において同じ。)のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

第4章 経費

(経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、関係市町の負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町の負担金は、組合議会の議決を経て定める。

第5章 雑則

(地方自治法の準用)

第12条 この規約に定めのないものについては、地方自治法の規定中、市に関する規定を準用する。

附 則

1 この規約は、知事の許可の日から施行する。

2 施設建設地が決定するまでの間、組合議員の定数は第5条第1項の規定にかかわらず18人とする。

3 組合は、し尿処理施設の設置までの間、第3条の規定にかかわらず関係市町村のし尿処理に関する事務を共同処理する。

附 則(昭和55年3月31日)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則(平成7年2月17日)

1 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

2 改正前の第5条第2項の規定により田辺市周辺衛生施設組合の議会の議員(以下「組合議員」

という。)である関係市町村の長は、この規約の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において組合議員を辞職し、施行日において改正後の第8条第2項の規定により副管理者に充てられたものとみなす。

- 3 改正前の第5条第4項又は第5項の規定により組合議員である者は、施行日の前日において辞職したものとみなす。

附 則(平成8年7月31日)

(施行期日)

- 1 この規約は、知事の許可のあった日から施行し、田辺市議会において次回執行される組合議員の選挙(補欠選挙を除く。以下「田辺市選出議員選挙」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日から田辺市選出議員選挙の時までに、選出区分が田辺市に係る組合議員に欠員が生じたときは、これに応じて、組合議員の定数及び田辺市に係る選出区分の数は、改正後の規約第5条第1項及び同条第3項第1号に規定する数に至るまで減少するものとする。

附 則(平成16年9月30日)

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日)

この規約は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により田辺市収入役がその任期中に限り、なお従前の例により在職するものとされる間、改正後の第8条第1項及び第4項並びに第9条の規定は適用せず、改正前の第8条第1項及び第4項並びに第9条の規定は、なおその効力を有する。